

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 28 年 2 月 10 日・東京都規則第 31 号

1 概要

(1) 改正理由

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

(2) 改正内容

ア 行政不服審査法の改正により、審査請求期間の延長及び異議申立てに係る手続の廃止等が行われたことに伴い、規則第 22 号様式の教示文において、不服申立期間を「60 日」から「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改めるほか、規定を整備する。

イ 電気事業法の改正に伴い、規則第 32 条及び第 48 条中「電気工作物」に係る同法の引用条項を改める。

ウ 規則別表第 5 4 の項中、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年東京都条例第 216 号）第 47 条第 1 項第 8 号及び第 9 号の規定と合わせるため、「採掘」を「掘採」に、「埋立」を「埋立て」に改める。

エ 規則別表第 5 5 の項中「資材置場作業場」を「資材置場又は作業場」に改める。

2 施行日

ア及びイ 平成 28 年 4 月 1 日

ウ及びエ 公布の日

3 問合せ先

環境局自然環境部緑環境課

直通 03-5388-3554

内線 42-647